

# 幌加内町森林整備計画書

計画期間 自 令和5年 4月 1日  
至 令和15年 3月31日  
(令和6年3月31日変更)

北海道幌加内町

(1) 変更計画の理由

変更理由	石狩空知地域森林計画に伴い、当幌加内町森林整備計画を変更するもの
変更内容	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="radio"/> 石狩空知地域森林計画の変更に伴う文言の修正</li><li><input type="radio"/> 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在の一部削除</li><li><input type="radio"/> 保育の種類別の標準的な方法の下刈り時期の変更</li><li><input type="radio"/> 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項のその他必要な事項に水資源保全ゾーンの区域の設定、施業の方法を記載</li></ul>
変更計画が有効となる年月日	令和6年4月1日から適用

# 目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	1
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	1
(3) その他必要な事項	3
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3
II 森林の整備に関する事項	4
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	5
第2 造林に関する事項	6
1 人工造林に関する事項	6
(1) 人工造林の対象樹種	6
(2) 人工造林の標準的な方法	6
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	7
2 天然更新に関する事項	8
(1) 天然更新の対象樹種	8
(2) 天然更新の標準的な方法	8
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
(1) 造林の対象樹種	10
(2) 生育し得る最大の立木の本数	10
5 その他必要な事項	10
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2 保育の種類別の標準的な方法	11
(1) 下刈り	11
(2) 除伐	11
(3) つる切り	11
3 その他必要な事項	12
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法	12
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）	12
(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持以外の森林	12
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3 その他必要な事項	14
(1) 水資源保全ゾーン	14
(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	14
(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	15
(4) 施業実施協定の締結の促進方法	15
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	15
3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項	15
5 その他必要な事項	15

<b>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</b>	16
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4 その他必要な事項	16
<b>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	16
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
(1) 路網密度の水準	16
(2) 作業システムに関する基本的な考え方	17
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）に関する事項	17
3 作業路網の整備に関する事項	17
(1) 基幹路網に関する事項	17
(2) 細部路網に関すること	18
4 その他必要な事項	18
<b>第8 その他必要な事項</b>	18
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
(1) 人材の育成・確保	18
(2) 林業事業体の経営体质強化	19
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
(1) 林業機械化の促進方向	19
(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	19
(3) 林業機械化の促進方策	19
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
4 その他必要な事項	20
<b>III 森林の保護に関する事項</b>	20
<b>第1 鳥獣害の防止に関する事項</b>	20
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
(1) 区域の設定	20
(2) 鳥獣害の防止の方法	20
2 その他必要な事項	20
<b>第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b>	21
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	21
(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法	21
(2) その他	21
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	21
3 林野火災の予防の方法	21
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5 その他必要な事項	21
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	21
(2) その他	21
<b>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</b>	21
1 保健機能森林の区域	21
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	22
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	22
(1) 森林保健施設の整備	22
(2) 立木の期待平均樹高	22
4 その他必要な事項	22

V その他森林の整備のために必要な事項	22
1 森林経営計画の作成に関する事項	22
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	22
(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	22
2 生活環境の整備に関する事項	22
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	22
4 森林の総合利用の推進に関する事項	22
5 住民参加による森林の整備に関する事項	23
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	23
(2) 上下流連携による取組に関する事項	23
(3) その他	23
6 その他必要な事項	23
(1) 特定保安林の整備に関する事項	23
(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	23
(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	26
(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項	26
別紙1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	27
別紙2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域	31
別紙3 鳥獣害防止森林区域	32



# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は、上川総合振興局の西部に位置し、北部には天塩山系最大の秀峰ピッシリ山と原生林に囲まれた朱鞠内湖が優れた景観を有し、その一帯は道立自然公園区域となっています。

この山並みを水源とする雨竜川は町の中央を貫流し、その沿線には肥沃な平坦地が点在することから、水田・畑作・酪農を中心としたさまざまな集落が形成されています。

本町の総面積は 76,704ha、森林面積が 63,626ha で、総面積の 83% を占めています。民有林面積は、32,545ha（うち北海道大学雨龍研究林 25,018ha）で、そのうちアカエゾマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は 2,425ha であり、人工林率 7% で、齢級構成では、8 齡級以上が 64% 以上を占めています。

森林に対する公益的機能への要請の高まりと森林利用の多様化に対応して、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、適正な森林施業の実施や森林の保全により健全な森林資源の維持造成を積極的に推進する必要があります。

このため、今後の森林整備及び保全にあたっては、自然的・社会的条件、森林資源の現況、施業実績等を考慮し、人工林については、より質の高い施業の推進や未立木地の解消を図り、天然林については、優良天然木の育成に努めるとともに、公益的機能の発揮に留意した施業の展開が必要となっています。

## 2 森林整備の基本方針

### （1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林整備の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いてない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ることとします。

### （2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林施業及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成单層林における適確な更新や保

育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

#### 【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

##### 公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	ゾーン保水資源	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地灾害防止機能/土壤保全機能	山地灾害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地灾害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。
	文化機能	史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。	また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
生物多様性保全機能	生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	生物多様性保全機能
	生物多様性ゾーン	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。

		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
--	--	---------	--	---

### 公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備推進する。
	特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

### (3) その他必要な事項

- ①長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ②森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齡の異なる林分構造とすることを基本とします。
- ③種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るために、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

また、間伐事業の低コスト化を進めるに当たっては、林齡、立木密度、風の影響、事業規模等を考慮しながら、列状間伐の実施を若齢時から検討することとし、伐採を考慮した適切かつ適期な実施により直径成長を促すと共に、労働安全の確保、林内植生の回復に努めるものとします。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

I の「伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項」を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとします。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における樹種別の立木の標準伐期齢は、次のとおりとします。

本町における立木の標準伐期齢は、当町の標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、森林経営計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

樹種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（ゲイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、次のとおり行うこととします。

なお、立木の伐採・搬出にあたっては、国が示す「主伐時における伐採・搬出指針の策定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁官通知）に即した方法により伐採するとともに、第3の5（5）林産物の搬出方法等及び第4の1（2）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法と整合して伐採を行うこととします。

ア 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

##### （ア）皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壤等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

##### （イ）択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

イ 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生产力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することができないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐操作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域

の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の育成の支障とならないよう枝条類の整理をすることとします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うこととします。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法について、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

エ 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

### 3 その他必要な事項

ア 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

イ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱等につながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、伐採を行わないよう努めることとします。

a 確実な更新が困難な湿地、風衝地・岩石地等

b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

c 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながる恐れが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

エ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、侵食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採、搬出を土壤が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、

その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

カ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

## 第2 造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林の整備方法により、造林することとします。

特に天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

なお、人工造林の対象樹種及び標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）、伐採跡地の人工造林を実施すべき期間は、次のとおり、行うこととします。

#### (1) 人工造林の対象樹種

- ①人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壤等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。
- ②多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。  
なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。
- ③育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、グイマツ、カツラ、ヤチダモ、カンバ類、ハンノキ、ミズナラ、トウヒ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 育成単層林を導入又は維持する森林

- (ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壤等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うこととします。

- (イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

- (ウ) 地揃えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

- (エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

- (オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしもⅡの第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(力) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

#### 【人工林の樹種別及び仕立て別の植栽本数】

単位 本/ha

区分	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

※なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

#### 【樹種別の植栽時期】

植栽時期	樹種	植栽期間
春植	トドマツ、アカエゾマツ	5月上旬～6月上旬
	カラマツ、その他	5月上旬～6月中旬
秋植	トドマツ、アカエゾマツ	9月中旬～11月下旬
	カラマツ、その他	9月中旬～11月下旬

#### イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とします。

#### 【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

幌加内町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。



幌加内町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本とすると  
 $2,000 \times 0.3 = 600$

となり、カラマツはおむね600本以上を植栽することになります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するものです。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

なお、天然更新の対象樹種及び標準的な方法、伐採跡地の天然更新を実施すべき期間は、次のとおり、行うこととします。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### (ア) 天然更新の完了の判断基準

Ⅱの第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種<sup>(注1)</sup>の稚幼樹等<sup>(注2)</sup>が幼齡林<sup>(注3)</sup>では成立本数が立木度<sup>(注4)</sup>3以上、幼齡林以外の森林では林地面積<sup>(注5)</sup>に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齡林」とは、伐採後概ね15年未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数}^{(注6)} \times 100$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

#### 広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

#### 針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本/ha
上層（その他の針葉樹）	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層林より樹冠面積が小さいもの

下層：中層林よりも樹冠面積が小さいもの

### (イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保するこ

ととします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は、植栽により更新を行うこととします。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気候、地形、地質、土壤等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域（林小班）	備考
13-3～5. 7. 10. 11. 15. 16. 20～24. 28. 30. 32. 35. 36. 14-38. 72. 83. 91. 94.	
14-98. 104. 118. 122. 15-30. 31. 38.	
17-7. 13. 16. 19～23. 28. 29. 33～35. 60. 61. 66.	
17-71. 73. 102. 112. 18-47. 49. 50. 52. 54. 19-36. 37.	
20-9～15. 18～22. 40. 43. 48. 69. 70. 102.	
20-108. 109. 111. 113. 21-54. 59. 66. 69. 71～75. 77. 88. 22-37.	
23-22. 23. 24-51. 25-21. 26-42～44. 50. 69. 77.	
27-4. 6. 7. 34. 36. 41. 42. 44. 49. 56. 58. 59. 61. 65. 70～72. 77. 79. 86. 91. 96.	
28-12. 21～23. 30. 31. 36. 37. 42. 43. 48. 53. 29-12. 30-3.	
30-15～17. 31. 31-1. 20. 38. 50～52. 58. 64. 67. 69. 32-4. 10. 21. 34. 39. 49.	
33-25. 34-3. 19～21. 36～39. 42. 47. 50. 53～55. 57. 59.	
34-65. 66. 68. 72. 84. 85. 87. 88. 92. 93. 98. 35-4. 7. 8. 16. 18. 21. 29. 35. 38. 43.	
35-56. 68. 69. 71. 81. 82. 84～86. 92. 94. 97. 107～115. 117. 120～127.	
35-130～139. 143～161. 164～173. 179～207. 209. 212. 213. 216～218. 220. 222～224.	
35-226. 229～232. 236～251. 56-8. 20. 21. 23. 24. 26. 27. 30. 33～35. 37.	
56-40. 42. 44. 46. 51. 58～61. 65～67. 71. 58-10.	

上記の森林において主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林すべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準  
森林法第10条の9項第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第2の1の(1)による

イ 天然更新の場合

第2の2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

第2の2の(2)による

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするために、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

I の「伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項」を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施することとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法、並びに保育の標準的な方法は、次のとおり、行うこととします。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木が互いに接して葉の層が林地を覆うようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

【育成単層林】

樹種 (生産目標)	施業体系	間伐の時期 (年)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの交配種を含む) (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立方法：中庸仕立 主伐時の設定：400本/ha	18	25	33	41	-	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満 7年 標準伐期齡以上 8年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立方法：中庸仕立 主伐時の設定：400本/ha	20	27	35	44	-	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満 8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立方法：中庸仕立 主伐時の設定：400本/ha	25	31	39	49	62	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満 9年

注1) 「カラマツ間伐施業指針」及び「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き」((地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

(3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業の適した条件にある森林については、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省力化・効率化に努めることとします。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

### (1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

### (2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ闇する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の發揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

### (3) つる切り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うこととし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	年									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ (グイマツとの交配種を含む) (一般材)										
トドマツ										
アカエゾマツ										

樹種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		春	△					△			
カラマツ (グイマツとの交配種を含む) (一般材)	秋			△					△		
	春			△					△		
トドマツ	秋				△					△	
	春										
アカエゾマツ	春							△			
	秋								△		

注) カラマツには、グイマツ・グイマツとの交配種等を含む。

下刈り ← → 、△: つる切り、除伐

注2) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討する。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施する。

### 3 その他必要な事項

#### (1) その他間伐及び保育に関する留意事項

枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

### 1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

##### ア 区域の設定

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源涵養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林について、集水区域等の森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

##### イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図ることとし、当該森林施業を維持すべき森林を別表2のとおり定めます。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

##### ア 区域の設定

###### ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

山地災害防止機能/土壤保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壤保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

###### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

快適環境育成機能の高度発揮を求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

###### ③ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められる森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など保健・レクリエーション、文

化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

#### イ 森林施業の方法

①～③に掲げる森林の区域については別表2のとおり定めます。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）  
伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に發揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業（択伐によるものを除く）を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業<sup>(注)</sup>を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業（択伐によるものを除く）を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業<sup>(注)</sup>を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。

③ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業（択伐によるものを除く）を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐すること可能とする。

なお、地域独自の背景等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

（注）「長伐期施業」とは、標準伐期のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

#### 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう定めるものとします。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

## 区域の設定の基準及び施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、別表1のとおり定めます。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林について、別表1のとおり定めます。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安に定めることとします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の平均直径
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	50年	中庸仕立て	34cm
トドマツ	55年	中庸仕立て	27cm
アカエゾマツ	75年	中庸仕立て	30cm

### 3 その他必要な事項

#### (1) 水資源保全ゾーン

##### ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林班単位で定めることとしますが、本町においては該当ありません。

##### イ 施業の方法

水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するのものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

#### (2) 生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)

##### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取組んでいる水辺林等、本町が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域について、別表1のとおり定めます。

##### イ 森林施業の方法

伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとします。

### (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

#### ア　区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護区域として設定されている森林のほか、本町が特に保護地域として保全が必要と認める森林について、別表1のとおり定めます。

#### イ　森林施業の方法

伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

### (4) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

幌加内町における一般民有林の森林所有者は、5ヘクタール以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の77%、面積の1.7%を占めています。また、本町の一般民有林のうち、7%はカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合及びその他の林業事業体による森林経営の受委託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

### 2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

また、森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、本町及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進することとします。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

### 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約において、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことが出来るよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

### 4 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、本町を介して森林所有者が自ら経営管理を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで森林の経営管理の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、本町が自ら経営管理を行うことができるようになるなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

### 5 その他必要な事項

特になし。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を着実に推進するためには、事業費のコストダウンを図ることが必要であり、森林管理署・北海道大学雨龍研究林・上川総合振興局・町・森林組合の合意形成と国有林・民有林の連携を図りながら森林施業の共同化・合理化を計画的に推進するものとします。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

所有する森林の規模も小さく、さらには不在村森林所有者の多い本町において、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに森林施業の共同化を促進することとします。

これらを実効性のあるものとするためには、森林所有者間の合意形成が必要であり、町、森林組合等による集落懇談会等の開催や普及啓発活動を推進するものとします。また、森林施業の確実性を高めるため施業実施協定の締結を促し、森林組合が中心となり長期、短期の施業受委託等により、地域の森林整備が計画的かつ効率的に進められていくよう努めるものとします。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に留意することに努めることとします。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同して実施しようとする施業の種類に応じ、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

#### (1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次の表を目安として基幹路網（林道、林業専用道）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム（注1）	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム（注2）	20<15>以上	20<15>以上

（注1）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

（注2）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

（注3）「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

## (2) 作業システムに関する基本的な考え方

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためにには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	フェラーバン チャー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバン チャー	スキッダ【全木集材】		グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ	グラップルローダ (ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】		(フォワーダ)
中傾斜地 (15° ~ 30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
		スイングヤーダ 【全幹集材】		グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°)	チェーンソー		ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※( )は、全工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※【 】は、集材方法

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）に関する事項

間伐等の森林整備を実施する計画があり基幹路網を開設する予定がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区域を、本町森林整備計画において路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に関する事項

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとします。

#### イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

(ア) 一般民有林

振興局	開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km) (注) 箇所数	利用区域面積 (ha)	前半 5 カ年 の計画箇所	対図番号	備考
上川	開設	自動車道		幌加内町	長留内ほろたち	3.5 1	232	○	1	起点：幌加内町字長留内 終点：幌加内町字長留内

(注) 延長は前半 5 カ年の計画のみ記載

(イ) 道有林

該当なし。

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知) 等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

#### (2) 細部路網に関すること

##### ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知)を基本として、道が定める森林作業道作設指針(平成 23 年 3 月 31 日付け森整第 1219 号北海道水産林務部長通知)に則り開設することとします。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第 8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院(北森カレッジ)等で学ぶ生徒や新規就業者、現地技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

#### (1) 人材の育成・確保

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、ICT 等を活用したスマート林業など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成します。

北森カレッジでは林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身につけ、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成するため、地域や産学官と連携したオール北海道の体制により、道内各地の特徴ある森林を活用した実践的な教育により、道内各地で活躍できる人材を育成します。

また、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、地域の林業事業体や教育機関、市町村などで

構成する地域協議会が行う就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の地方移住希望者などへ向けた林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ります。

就業後は、教育・能力評価方法の改善や体系的なキャリアアップを図るため研修の実施、下刈りなどの作業の軽労化、他業種と連携などによる通年雇用化、若手林業従事者等によるネットワークづくりの支援などの取組を促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めます。

## (2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、組合間の事業連携等の促進を図り、持続的な森林経営を担う森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようになるとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械化の促進方向

木材の生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、ハーベスター等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ等の集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による作業システムを促進します。

また、I C T等の先進技術を幅広く活用したスマート林業を展開し、安全で効率的な森林施業の定着を推進します。

### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分	現 状	将 来
伐 倒	チェーンソー	ハーベスター等
造 材	プロセッサ	ハーベスター等
集 材	林内作業車	フォワーダ等
造林 保育等	地拵・下刈 枝 打	チェーンソー・刈払機 ブラッシュカッター リモコン自動枝打機

### (3) 林業機械化の促進方策

広域的な林業機械の共同利用の方法、機械化作業システムを構築するとともに技術者の養成確保と事業量の安定確保を図ることとします。

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから低迷しており、また、町内の工場は製紙用の木材チップ生産が主であり、製材工場の拡大も余り望めない現状にあります。地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るために、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図ることとします。

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用に関する法律に基づき、幌加内町が策定した「幌加内町地域材利用推進方針」(平成26年2月策定)に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の

取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

#### 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			将 来			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
チップ工場	雨 煙 内	26,000 m <sup>3</sup>	△2	—	—	—	
笹エキス生産施設	振 興	2,500kg	△3	—	—	—	

#### 4 その他必要な事項

特になし。

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

###### (1) 区域の設定

区域の設定対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」及び、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林であって、人工林であることを基本としますが、地域における森林資源の状況に応じて、天然林も含めて設定できることとします。

また、区域は必要に応じて、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することができます。

なお、区域の設定は林班を単位として設定することとし、別紙3のとおり定めます。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ单独で又は組み合わせて推進することとします。

アに掲げる防護柵については改良等を行なながら被害防止効果の向上に努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、幌加内町鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に実施するよう努めることとします。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

###### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

#### 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

## 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

カラマツハラアカハバチ、マイマイガ等の森林病害虫については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病害虫の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病害虫の蔓延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

#### (2) その他

森林病害虫の被害の早期発見、早期防除のため、幌加内町と北海道上川総合振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置などの対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生生物の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

なお、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合には、本町森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法第21条第1項に定める土地に火入れをしようとする者は、幌加内町火入れに関する条例（昭和59年条例第11号）に規定する事項を遵守するものとします。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。ただし、病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要が生じた場合等については、特別に伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

#### (2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生育・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づいて定められる保健機能森林について、保健

文化機能を高度に發揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

また、区域の設定をするときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めるものとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- (1) 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境保全地域特別地区内の森林
- (2) 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- (3) 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

## 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

## 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

### (1) 森林保健施設の整備

該当なし。

### (2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

## 4 その他必要な事項

特になし。

# V その他森林の整備のために必要な事項

## 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、経営に基づいた施業を実施することは、本町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成にかかる支援等により計画の作成を推進します。

### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの第2の森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### (2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

該当なし。

## 2 生活環境の整備に関する事項

故郷にUターンやIターン者が地方で暮らすことを希望して、農業や林業及び漁業などの自然を相手にする職業に就きたい人に対して就職を斡旋できる地域の振興を図ることが重要であることから、都市との交流促進を通じて山村の理解を推進します。

## 3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

地域の森林資源については、天然林をはじめ人工林の主伐、間伐時期を迎えることから計画的な森林整備の活性化を図るとともに、バイオマス燃料や循環型社会への活用を図り、地域産業の振興に努めるものとします。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

身近な生き物の生育・生息の場となっている長留内地区のスキー場周辺については、野外スキー場

ツや町民に憩いの場を提供するうえで重要な役割を果たしています。このため、自然と調和した潤いとやすらぎのある町づくりを目指して、身近な里山林が人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、森林所有者と地域住民の連携及び協力のもとで、整備及び保全活動と利用活動を一体的に推進していく条件整備をしていくこととします。

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力のもと、地域住民のニーズに応えた多様な森林整備を推進していくことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

#### 【主な取組み】

- ① 住民参加による林業体験活動の推進（枝打ち、植樹）
- ② 親子を対象とした「森林環境教育」の推進
- ③ 森林ボランティア団体の育成と活動への支援

### (2) 上下流連携による取組に関する事項

過疎化・高齢化が進む山村地域においては、集落の維持が大変困難になってきています。人口減少に歯止めをかけるため、森林、水資源、水産資源など地域資源を活用した「雇用の場」の確保を優先的に検討し、定住促進を図るため、地域林業関係者はもとより、上下流域など広域的な活動を通じて、連携を図る必要があります。

### (3) その他

森林事業への町民の理解を図るため、青少年をはじめ、地域住民が関心を寄せることが重要であることから、地域林業関係組織と連携・協力し、森林に関する学習の機会の確保などを推進します。

## 6 その他必要な事項

### (1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

### (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法を行います。

#### ① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安林施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44条の規定により定めた指定施業に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は、森林法第34条の許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林、保安林施設地区ごとに定めていますが、その基準や留意点は次のとおりです。

#### ア 立木の伐採の方法

##### (ア) 伐採種

主伐における伐採方式（伐採種）は次のa～cの3区分です。

なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定されている場合があります。

a 禁伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません。）

b 択伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とす

る伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。

c 皆伐：伐採種を定めないので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

(イ) 伐期齢

本町森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

(ウ) 特例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

a 期間：特例の期間は指定後10年以内とされています。

b 伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、本町森林整備計画で定める標準伐期齢に達していないなくても主伐に係る伐採をすることができます。

c 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採をすることができます。

(エ) 間伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所でなければ間伐に係る伐採をすることはできません。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐面積の限度

a 保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年2月1日に知事が公表する翌伐採年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲（限度公表）を超えて伐採するはできません。

b 限度公表は、2月1日のほか6月、9月、12月の各月の1日に、残期間分の伐採限度を公表します。

c 大面積の皆伐は更新を妨げ森林の荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を20ヘクタールを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度を超えて伐採することはできません。

d 防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(イ) 択伐材積の限度

a 伐採年度ごとに択伐をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率<sup>(注)</sup>を乗じた材積としています。

(注) 択伐率=（森林の立木材積-前回の択伐後の森林の立木材積）/森林の立木材積

（上述のとおり、前回の伐採後の生産量以上の伐採はできません。）

なお、10分の3を超える場合は10分の3とします。（ただし次のウに記す植栽指定が課された森林については10分の4を超える場合は10の4とします。）

b 保安林の指定後最初に行う択伐にあっては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

(ウ) 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5を超えない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実であると認められた範囲内とします。

ウ 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

(ア) 植栽の方法

a 次の(ウ)に記した指定樹種の満1以上の苗を、(ウ)に記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。

b 択伐指定の箇所については、上記aに関わらず、aの本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

(イ) 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

(ウ) 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ヘクタール当たりの植栽本数を定めています。

②自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

なお、立木に伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法第20条又は第21条の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例第10条の規定による許可が必要です。

【表1 特別地域内における制限】

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在の蓄積の10%以内とします。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良森林、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によります。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上です。 (4) 択伐率は、用材林においては30%以内とし、薪炭林においては60%以内です。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにします。 (6) 皆伐法によるその伐区は、次のとおりとします。 ① 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。
第3種特別地域	(1) 第3種特別地域などの森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

③その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

表2 その他の制限林における伐採方法

区分	制限内容
その他制限林	<p>(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。</p> <p>(3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 伐採面積が1ヘクタール未満のもの。</li> <li>② 森林経営計画で皆伐として計画されたもの。</li> </ul> <p>(4) 史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、禁伐とします。</p>

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及指導を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

該当なし。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

## 【一般民有林】

## 1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	1	全域	139.26
	2	全域	135.02
	3	全域	141.79
	4	全域	68.36
	5	全域	112.56
	6	全域	133.07
	7	全域	92.42
	8	全域	135.98
	9	全域	123.84
	10	全域	132.02
	11	全域	123.71
	12	全域	52.03
	13	全域	141.60
	16	全域	20.18
	17	全域	108.00
	18	全域	98.49
	19	全域	167.38
	22	全域	69.60
	23	全域	83.84
	36	全域	149.15
	37	全域	216.40
	38	全域	173.96
	39	全域	372.92
	40	全域	142.12
	41	全域	119.04
	42	全域	268.52
	43	全域	118.44
	44	全域	146.80
	45	全域	134.44
	46	全域	217.40
	47	全域	167.56
	48	全域	159.32
	49	全域	171.88
	50	全域	204.72
	51	全域	169.08
	52	全域	229.89
	53	全域	121.84
	54	全域	154.12
	55	全域	261.14
	57	全域	24.16
	58	411、425、426	33.67
	59	全域	166.82
	101	全域	169.89
	102	全域	224.62
	103	全域	227.87
	104	全域	229.19
	105	全域	246.52
	106	全域	181.36
	107	全域	194.19
	108	全域	225.98
	109	全域	225.99
	110	全域	148.46
	111	全域	245.91
	112	全域	178.99
	113	全域	237.83
	114	全域	197.54
	115	全域	170.94
	116	全域	218.36
	117	全域	200.67
	118	全域	307.93
	119	全域	127.00
	120	全域	160.86
	121	全域	190.25
	122	全域	193.94
	123	全域	221.56
	124	全域	253.41
	125	全域	201.72

126	全城	129.74
127	全城	267.77
128	全城	137.47
129	全城	190.05
130	全城	196.93
131	全城	180.93
132	全城	183.93
133	全城	133.99
201	全城	211.23
202	全城	136.56
203	全城	153.77
204	全城	293.19
205	全城	155.57
206	全城	182.49
207	全城	218.35
208	全城	197.21
209	全城	141.63
210	全城	164.44
211	全城	118.09
212	全城	196.77
213	全城	177.41
214	全城	159.75
215	全城	271.48
216	全城	216.53
217	全城	206.58
218	全城	152.81
219	全城	168.60
220	全城	156.75
221	全城	196.48
222	全城	164.37
223	全城	115.15
224	全城	175.25
225	全城	89.80
226	全城	141.91
227	全城	167.55
228	全城	86.72
301	全城	143.39
302	全城	154.04
303	全城	96.12
304	全城	206.34
305	全城	249.55
306	全城	224.86
307	全城	315.28
308	全城	318.36
309	全城	415.26
310	全城	297.87
311	全城	143.63
312	全城	181.88
313	全城	209.95
314	全城	179.26
315	全城	155.46
316	全城	149.49
317	全城	243.48
318	全城	146.22
319	全城	189.06
320	全城	168.25
321	全城	248.64
322	全城	171.75
323	全城	158.68
324	全城	295.36
325	全城	225.60
326	全城	222.23
327	全城	177.86
328	全城	201.97
329	全城	176.49
330	全城	243.62
331	全城	126.53
332	全城	188.01
333	全城	136.61
334	全城	270.10
335	全城	336.14
336	全城	180.43
337	全城	196.73

	338	全城	130.69
	339	全城	130.67
	340	全城	107.03
	401	全城	219.34
	402	全城	301.95
	403	全城	181.76
	404	全城	272.93
	405	全城	158.44
	406	全城	180.53
	407	全城	301.78
	408	全城	196.70
	409	全城	293.77
	410	全城	274.63
	411	全城	94.75
	412	全城	401.16
	413	全城	354.79
	414	全城	308.00
	415	全城	197.83
	416	全城	202.72
	417	全城	298.70
	418	全城	314.14
	419	全城	213.43
	420	全城	23.51
	421	全城	131.85
	422	全城	112.04
	423	全城	199.54
	425	全城	129.80
	合計		30,897.75
林山 地災害 防止		森林の区域	面積
	林班	小班	(ha)
		該当なし	
	合計		0.00
林生 活環 境保 全		森林の区域	面積
	林班	小班	(ha)
		該当なし	
	合計		0.00
保健・ 文化機能等維持林		森林の区域	面積
	林班	小班	(ha)
	36	全城	149.15
	37	全城	216.40
	38	全城	173.96
	39	1~3、5~11、13、29~53	126.52
	40	全城	142.12
	41	全城	119.04
	42	全城	268.52
	43	全城	118.44
	44	全城	146.80
	45	全城	134.44
	46	全城	217.40
	47	全城	167.56
	48	全城	159.32
	49	全城	171.88
	50	全城	204.72
	51	全城	169.08
	52	全城	229.89
	53	全城	121.84
	54	全城	154.12
	55	1~13、16~20、23、27、900、901	224.78
	424	全城	89.52
	合計		3,505.50
木材等生 産林		森林の区域	面積
	林班	小班	(ha)
	13	全城	141.60
	14	全城	69.82
	15	全城	96.79
	16	全城	20.18
	17	全城	108.00
	18	全城	98.49
	19	全城	167.38
	20	全城	107.15
	21	全城	90.45
	22	全城	69.60
	23	全城	83.84
	24	全城	52.18

25	全城	48.54	
26	全城	24.30	
27	全城	149.13	
28	全城	68.11	
29	全城	87.21	
30	全城	43.35	
31	全城	67.50	
32	全城	81.64	
33	全城	77.11	
34	全城	73.30	
35	全城	201.50	
56	全城	211.99	
57	全城	24.16	
58	2、9~11	8.98	
59	全城	166.82	
合計		2,439.12	
木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	14	28、90、97、115、128~130、132	16.19
	15	11、51、59~61	10.22
	17	52~54、56、57、59、68、69、78、106	5.48
	18	18	2.47
	19	14~19、47	15.84
	21	100	0.48
	23	8、44、50	12.74
	24	19、20、24、54	6.74
	27	33、69	3.63
	28	33、51	2.41
	29	15、25	9.08
	30	42	0.22
	33	4、5、14、18、23、34、36	29.11
	35	93	2.00
	56	15~17、25、28、31、41、62、69	13.40
	58	2	7.86
	合計		137.87

## 2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン		該当なし	
合計			0.00

## 生物多様性ゾーン

水辺林タイプ	36	全城	149.15
	37	全城	216.40
	38	全城	173.96
	39	1~3、5~11、13、29~53	126.52
	40	全城	142.12
	41	全城	119.04
	42	全城	268.52
	43	全城	118.44
	44	全城	146.80
	45	全城	134.44
	46	全城	217.40
	47	全城	167.56
	48	全城	159.32
	49	全城	171.88
	50	全城	204.72
	51	全城	169.08
	52	全城	229.89
	53	全城	121.84
	54	全城	154.12
	55	1~13、16~20、23、27、900、901	224.78
	合計		3,415.98
保護地域タイプ	424	全城	89.52
	合計		89.52

## 3 独自ゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
	独自ゾーン	該当なし	
合計			0.00

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

## 【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準[参考] (注1)
		林班	小班		
水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	1~13	全城	1531.66	
		16~19	全城	394.05	
		22~23	全城	153.44	
		36~55	全城	3698.74	
		101~133	全城	6826.44	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		201~228	全城	4816.44	
		301~340	全城	8112.89	
		401~423	全城	5234.29	
		425	全城	129.8	
		合計		30,897.75	
		伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)		該当なし	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
		合計		0.00	
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	該当なし			主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		合計		0.00	
		該当なし			
		合計		0.00	
		該当なし			主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		合計		0.00	
		36~38	全城	539.51	
		39	1~3、5~11、13、29~53	126.52	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下
		40~54	全城	2525.17	その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		55	1~13、16~20、23、27、900、901	224.78	
		424	全城	89.52	
		合計		3,505.50	
独自ゾーニング	独自ゾーン	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
		合計		0.00	
		合計		0.00	

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

		樹種	主伐可能な林齢
人工林		スギ	64年以上
		エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
		トドマツ	64年以上
		カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
		その他針葉樹	64年以上
		カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
		その他広葉樹	64年以上
天然林		主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
		主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
		主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上

【道有林】  
該当なし

別表3 烏獣害防止森林区域

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
	林班	
エゾシカ	11～13、15、17～24、32、35、47～54、58、59	3,062.24
その他	該当なし	